

○姫路市建築計画概要書等閲覧規程

昭和46年4月1日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第11条の3第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、姫路市安田四丁目1番地の姫路市都市局まちづくり部建築指導課とする。

(閲覧の時間等)

第3条 閲覧所における建築計画概要書等の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に定める市の休日においては、建築計画概要書等を閲覧に供しない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、建築計画概要書等の整理その他必要と認めた場合は、臨時に閲覧時間を伸縮し、又は建築計画概要書等を閲覧に供しない日を設けることができる。

4 前項の規定により臨時に閲覧時間を伸縮し、又は建築計画概要書等を閲覧に供しない日を設ける場合は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 建築計画概要書等（省令第11条の3第1項第7号に規定する指定道路図を除く。以下同じ。）を閲覧しようとする者（以下「閲覧申請者」という。）は、閲覧申請者の住所及び氏名、閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定する所在地番その他の情報並びに閲覧の目的その他市長が必要と認める事項について、別に定める様式により市長に申請しなければならない。

(閲覧の方法)

第5条 建築計画概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

2 建築計画概要書等を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、建築計画概要書等を写真機その他の機器により撮影し、又は複写してはならない。

3 閲覧者は、閲覧を終えたときは速やかに係員へ報告し、建築計画概要書等を返納しな

ければならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、閲覧者又は閲覧申請者が、次の各号の一に該当するときは、建築計画概要書等の閲覧の停止を命じ、又は閲覧を拒否することができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定の趣旨を逸脱して、
営業その他の目的のために閲覧する者
- (2) 閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定しない者（ただし、市長が公益上の必要があると認める理由等により閲覧する者を除く。）
- (3) 建築計画概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められる者
- (4) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (5) この規程に違反した者又は係員の指示に従わない者

(写しの交付)

第7条 市長は、閲覧者から閲覧に係る建築計画概要書等（姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号）第2条第1項第72号及び第73号に規定する書類に限る。次項において同じ。）の写しの交付の申請があったときは、当該建築計画概要書等の写しを交付することができる。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者は、姫路市建築確認申請手数料等徴収条例第2条第1項第72号及び第73号に定める手数料を添えて交付の申請をしなければならない。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年8月3日告示第86号）

この規程は、昭和46年8月3日から施行する。

附 則（昭和48年4月28日告示第45号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年9月22日告示第116号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和53年5月19日告示第69号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和55年4月30日告示第48号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日告示第92号）

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（平成元年6月29日告示第119号）

この規程は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成2年8月2日告示第154号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成5年4月30日告示第99号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成8年3月19日告示第57号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成11年5月7日告示第138号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年2月2日告示第26号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年6月25日告示第237号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第86号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月4日告示第204号）

この規程は、告示の日から施行する。